



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
4月23日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告..... 1

監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和3年4月23日

滋賀県監査委員	有村 國俊
〃	奥 博
〃	村尾 慎哉
〃	藤本 武司

監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査執行対象機関名	彦根子ども家庭相談センター
監査執行年月日	平成31年2月22日
監査結果報告年月日	平成31年3月14日
監査の意見	

個人情報の記録媒体の持ち出し時における管理の徹底について

児童虐待に係る情報提供資料を持って複数の児童宅を訪問する間に、当該資料を一時的に紛失した事例が平成30年6月に発生している。

当該資料に示された情報は、虐待を受けているおそれのある児童の氏名やその保護者に係る情報や通報者に係るものであり、これらは、不適正に取り扱われた場合、個人の権利利益を侵害する危険性を有する極めて秘匿性が高いものである。

当該資料については回収されており、現在のところ流出による関係者の被害は確認されていないとのことであるが、極めて秘匿性の高い情報を扱っていることを十分認識する必要がある。

については、事務所の外に資料を持ち出す場合には、その必要性、内容を十分精査するとともに、移動の際の所持の確認を徹底され再発の防止に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

この事案の発生を受け、職員に対し、「個人情報を含む書類を外部に持ち出す際には必要最小限の情報に限る」、「不必要な場所に立ち寄らない」、「常に個人情報の所持を意識して行動する」などの意識づけについて、所内会議において議題とするなど、改めて徹底を図った。

また、具体的に、個人情報を持ち出す際の確認体制の変更および許可の徹底、個人情報を所持した出張の前後および訪問の前後において、その都度、所持(紛失)の有無を確認することの徹底、個人情報を携行する場合には書類が散逸しにくい鍵付きの専用ケース等を使用するなど取り組んでいる。

なお、この事案に関して被害は確認されておらず、また、同様の事案は発生していない。

今後とも、所内会議などを利用して、上記取組の徹底や職員の意識の向上について、繰り返し確認し、再発防止に努める。

監査執行対象機関名	盲学校
-----------	-----

監査執行年月日	平成31年2月22日
監査結果報告年月日	平成31年3月14日
監査の意見	<p>個人情報の記録された媒体の適正な管理の徹底について</p> <p>生徒1名に持ち帰らせた宿題のプリント冊子に、児童生徒の個人情報が記載された会議資料を誤って混入させた事例が平成30年6月に発生している。誤って混入させた個人情報は、不適正に取り扱われた場合、個人の権利利益を侵害する危険性を有する極めて秘匿性が高いものである。</p> <p>については、極めて秘匿性の高い情報を扱っていることを十分認識し、その情報が記録された媒体の適正な管理を徹底するとともに再発防止に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>事案発覚後、教員および寄宿舎指導員に対し、個人情報の管理についての研修会を実施し、学校では、氏名・住所・電話番号・障害名等の極めて秘匿性の高い情報を扱っていることを十分に認識させた。</p> <p>また、校務情報ネットワークから共有プリンターを使って印刷する際には、印刷は必ず職員室で行う、印刷物回収の際は内容と枚数を確認する、印刷後は速やかに回収する、印刷物が回収されていないことに気付いたら周囲を確認するとともに持ち主が不明の場合はシュレッダーをするという留意事項を明文化し、情報が記録された媒体の適正な管理の徹底を図った。</p> <p>事案発生後は、年度初めの職員会議において個人情報の管理の研修会を実施して上記留意事項を周知し、2学期および3学期初めには個人情報の管理および印刷物の取扱いを教職員に周知・徹底することで再発防止に努め、同様の事例は発生していない。</p> <p>今後も、同様に研修会等を実施し、個人情報が記録された媒体等の適正管理の徹底に努めていく。</p>

監査執行対象機関名	総合企画部県民活動生活課
監査執行年月日	令和元年11月5日
監査結果報告年月日	令和元年12月2日
監査の意見	<p>ア 個人情報の管理に関する適切なモニタリングの実施</p> <p>措置指針では、監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、当該実施機関における保有個人情報等の管理の状況について、定期におよび必要に応じ随時に監査を行うこととなっている(措置指針第8-1)。また、保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期におよび必要に応じ随時に点検を行うこととなっており(措置指針第8-2)、それぞれ必要があると認めるときは、総括保護管理者にその結果を報告するとされている。</p> <p>しかしながら、監査は、マイナンバー関連事務に限定して実施されており、また自己点検通知では、各所属において行われる個人情報の管理状況等の点検結果について、総括保護管理者へ提出することは不要とされていた。</p> <p>措置指針では、総括保護管理者、保護管理者等は、監査または点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるとされているが(措置指針第8-3)、総括保護管理者において結果等の把握が行われていない現状では、知事部局全体で適正な管理ができているか否かの判断ができないのではないかとと思われる。</p> <p>については、措置指針の趣旨を踏まえ、適切な監査および点検の実施と点検の結果、課題が明らかになった所属からは報告を受け、この課題を全庁的に共有して改善をすすめていく仕組みとするなど、個人情報の不適切な取扱いや情報漏えい等の未然防止、リスク管理の観点から、総括保護管理者による適切なモニタリングの実施について検討されたい。</p> <p>イ 個人情報取扱事務登録簿の適切な作成</p> <p>登録簿は、知事部局においては、個人情報取扱事務の登録に関する事務取扱要領に基づき作成しているとのことであるが、2(1)で述べたとおり、半数を超える機関で個人情報を特定の個人を検索し得る状態で保有しているにもかかわらず登録簿が作成されていない事例、または既存の登録簿における記録項目欄の記載事項と当該機関が実際に保有している個人情報に齟齬が生じている事例など、登録簿の不備が見受けられた。</p> <p>このことは、実施機関自らが、その管理する個人情報を明確に把握し、その取扱いをより慎重かつ責任あるものにするとともに、県民等が自己に関する情報の所在等を確認し、また、自己情報の開示請求を適切に行うことができるようにするという、登録簿の作成の趣旨、目的に関する理解が乏しいと言わざるを得ない。</p>

い。また、地方機関が実施する事務に関する登録簿の作成主体が、その事務の内容により本庁の当該事務を所管する所属の場合と、当該地方機関の場合があり、このことについてお互いが十分認識できていないことも原因と考えられる。

については、登録簿の制度を正しく運用するため、単に個別に相談を受けるなど受動的な対応だけでなく、アで述べたとおりモニタリングを行い、個別具体的に指導するなど、登録簿が適切に作成されるよう方策を検討されたい。

ウ 措置指針に基づく個人情報の取扱いの質の確保

措置指針には、保有個人情報等の取扱いや、保有個人情報等の提供および、保有個人情報等の取扱いを伴う業務を外部に委託する場合のルールなどが示されている。措置指針が概括的に示されていることから、その運用については、さらに解説が示されているが、抽象的な記載が多く、実際の運用については、各所属の判断によるところが多い。

例えば、保有個人情報等の取扱いを伴う業務を外部に委託する場合、措置指針を受けて定められている「個人情報取扱業務委託基準」では、同基準の別記「個人情報取扱特記事項」を守り、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることができる者を慎重に選定することとされているのみで、具体的な選定の基準が示されていないことから、結果として当該措置を講ずることができる者であることを確認できない事例が見受けられた。このことから、同基準で定めるように「委託する個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先の個人情報の管理状況について、年1回以上の定期的検査等により確認すること。」が重要になってくるものの、この点検が実際に実施されているか否かの状況は監査責任者において把握はされておらず、実態の確認はできていないとのことであり、これについては早急な実態把握をすべきである。

個人情報を取り扱う事務については、取り扱う情報の量や、内容等が様々であり、画一的な取扱いを示すことが困難ということは一定理解できるものの、全てにおいて所属の判断に任せるのでは、所属ごとの対応がまちまちとなり、結果として措置指針の趣旨に沿った対応が取られない所属が出てくる可能性も否定できない。

については、大量の個人情報を扱う事務や、要配慮個人情報等の秘匿性の高い情報を扱う事務など一定リスクの高い事例等については、具体的に取るべき手法を例示するなど、各所属が措置指針に基づいて適切に対応を取れるような方策を検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

ア 個人情報の管理に関する適切なモニタリングの実施

令和2年度から監査の一環として、保有個人情報等の管理の状況に係る自己点検を、情報セキュリティに係る自己点検とともに実施し、点検結果を知事部局の各所属から提出させることとした。自己点検の結果を受け、知事部局の全所属に対し、自己点検の結果および総括保護管理者において保護管理者が講ずべきとした措置を通知するとともに、各所属の状況に応じ保護管理者において適宜見直し等の措置を講じるよう求めた。また、当該措置等の内容を、知事部局以外の実施機関にも通知した。

なお、実地での監査については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から見送ったが、令和3年度以降の実施に向け引き続き検討する。

イ 個人情報取扱事務登録簿の適切な作成

各所属において個人情報を適切に管理するためには、まず各所属自らが個人情報を取り扱う業務およびその取扱いの状況を確実に把握する必要があることから、令和2年3月に、知事部局の各所属に対し、個人情報を取り扱う事務を登録簿の要否に関わらず全て洗い出し、把握するよう求めた。

また、同時に登録簿の内容確認のためのフロー図や確認に当たってのポイントをまとめたものを作成・配付した上で、各所属に対し登録簿の内容確認を求めたところ、登録簿を作成すべき事務であるにもかかわらず作成されていなかった事務について登録簿が作成されるなど改善が見られた。

その後、令和2年12月に、個人情報を取り扱う際の注意事項および令和2年度個人情報取扱事務登録簿のとりまとめ結果についての各所属への通知も行っている。

なお、こうした中、国から、地方公共団体の個人情報保護制度を法制化する方針が示され、県が取り扱う個人情報の確認、公表の仕組みとして、登録簿とは異なる個人情報ファイル簿の整備が法定化される見込みとなったことから、監査意見を受けて行った確認作業等による各所属での個人情報の取扱い状況の整理等の結果を基に、法改正に対応した新たな仕組みへの移行を検討してまいりたい。

ウ 措置指針に基づく個人情報の取扱いの質の確保

委託先の個人情報の管理状況等に係る定期点検等の実施状況を把握するため、令和2年3月に知事部局の

各所属に照会したが、点検等を行っている所属は少ないことがわかった。加えて、令和2年度の自己点検においても点検等を行っていないとの回答が相当数あったため、令和3年3月に、総括保護管理者が講じる見直し等の措置の一環として、定期点検等に用いるチェックリストの例を各所属に通知し、令和3年度から運用の改善を図ることとした。

また、措置指針の運用に係る具体的方法については、「滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針の運用について」や「個人情報保護ハンドブック」で示しており、できるだけわかりやすい記述となるよう令和2年4月に改訂を行った。

さらに、一定リスクの高い事例等について具体的に取るべき手法について、上記ハンドブック等や説明会で一定示しているものに加え、自己点検の結果報告の中で、これまでの個人情報の漏えい等に係る事例も示しながら、具体的に取るべき手法の例について各所属に通知した。

監査執行対象機関名	総合企画部県民活動生活課および情報政策課
監査執行年月日	令和元年11月5日
監査結果報告年月日	令和元年12月2日
監査の意見	

共有ファイルサーバの活用

県の保有する個人情報のデータについては、電子媒体で保有されているものも少なくなく、県では、各職員に一人一台の情報処理端末（いわゆるパソコン。以下「端末」という。）が配備されているとともに、電子情報を保管するために、端末とは別にネットワーク接続型記憶装置（以下「ファイルサーバ」という。）も配備されている。

情報の保存については、データの流出、データの破損への対応等の面で各端末に保存するよりも、ファイルサーバに保存する方が安全であることからファイルサーバの活用が望まれるところであるにもかかわらず、監査対象機関230機関中、145機関で個人情報を個人端末に保存している状況が見受けられた。またその理由について、ファイルサーバの容量不足を掲げる機関もあった。

しかしながら、ファイルサーバについては個人への割当分と所属への割当分があるものの、個人への割当分の使用状況は、総容量の4割程度となっている。しかも、職員の3分の1は、1割に満たない使用率であった。

個人情報のように秘匿性の高い情報は、より安全なファイルサーバに保存することが望まれるし、組織共用性の高い情報は、所属に割当てられたファイルサーバに保存されるべきと考えるが、現状としての個人情報のデータ保存場所は、各所属の判断に任されている。

については、個人情報等秘匿性の高い電子データは、原則としてファイルサーバに保存することや、これらを含む組織共用性の高い電子データについては所属の共有ファイルサーバに保存することなどのルール化を検討するとともに、ファイルサーバをより効率的に活用する観点から、ファイルサーバの利用の実態把握を行い、必要に応じて現在個人に割り当てられている容量を、所属に配分するなどの措置についても検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

ファイルサーバについては、定期的に利用状況の確認作業を実施しており、ファイルサーバの利用啓発を行う際の資料として活用している。

保護データ（滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第6条に規定する非公開情報に該当するデータおよび入出力帳票、または、滅失、き損、改ざん等により行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれのあるデータおよび入出力帳票をいう。）の保存方法のルール化については、令和2年2月17日付で、「共通事務端末運用管理要領」を改正し、同端末で取り扱う保護データの保存方法について、一定のルールを明記することにより対応を図ったところ。

この改正を受けて、今後、個人用ファイルサーバの利用が増えると想定されることや、既に割り当てられている個人用フォルダの容量を一律に削減することは個人用フォルダを高容量で使用している利用者からの反発が想定されることなどから、個人に割り当てられているファイルサーバの容量の一部を削減し、所属に配分することは、現実的ではないと考える。

このため、従前どおり、各所属が費用負担することで所属用フォルダの容量を増やすことができることを定期的に庁内に対して周知を行い、ファイルサーバを効率的に活用する。

監査執行対象機関名	教育委員会事務局教育総務課、教職員課、高校教育課、特別支援教育課および保健体育課
-----------	--

監査執行年月日	令和元年11月5日
監査結果報告年月日	令和元年12月2日
監査の意見	

ア 県立学校における個人情報取扱事務登録簿の適切な作成

昨年度実施した県立学校に対する当監査では、適切に登録簿が作成されていない事務が全ての学校で見受けられたところであった。主な原因としては、教職員一人ひとりに登録簿の作成の趣旨、目的に関する理解が乏しかったことと、登録簿を作成する者が各学校なのか、教育委員会事務局なのか十分に整理されていないことが考えられる。登録簿は、教育委員会として作成するものであり、整合性を持って作成する必要があるため、学校が個別に登録簿を作成すべき事務と判断される場合であっても、教育委員会事務局において登録簿の具体的な作成例や登録簿作成の指針を示すなど、各学校で効率的かつ適切に作成されるよう指導されたい。

また、保有する個人情報は、その所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないことから、取得・保有する情報の必要性の検討、精査が、各学校において確実になされるよう指導を徹底されたい。

イ 教育委員会(実施機関)として体系的な情報管理体制の整備

学校は、児童生徒の個人情報という極めて慎重に扱うべき情報を扱っており、より高い意識のもと適正な取扱いが求められる。教育委員会では、措置指針に加えて、学校行動指針を策定し、個人情報の適正な取扱いの確保を目指しているところであるが、取組の詳細な運用は、学校長の判断に任されており、①個人情報の校外への持ち出しのルール、②生徒の連絡先等を教職員のスマートフォン等私有機器へ登録する場合のルールおよびLINE等SNSの利用、③緊急時等における学校から生徒等への連絡手段としての民間メール配信サービスの利用、④校務情報ネットワークによる生徒情報の一元管理など、学校間での取組に差異が見受けられた。また、学校組織において、情報管理を所掌する委員会が、監査対象の63校中25校で設置されていたが、これらの取組が教育委員会内で共有が図られ、実効性等の観点から評価し、必要に応じて横展開が図られるような取組にはなっていない。

個人情報を取り巻く流失リスクはSNS等の利用により増大していることから、教育委員会として個人情報の漏えい等リスクの低減を図るため、より組織的な取組が徹底されるような情報の管理体制とされたい。

ウ 教育委員会における個人情報の管理に関する適切なモニタリングの実施

イについて、実効性を確保し、教育委員会として課題等を認識、取組の評価を行うためには、一定のモニタリングが必要となる。教育委員会における保有個人情報等の管理状況については、教育総務課長を監査責任者として監査を実施することとなっているが、実際は、平成29年度に、県立学校1校のマイナンバー関連事務に係る監査が、知事部局の監査責任者(県民情報室長)に依頼して行われたのみであった。監査の実施を知事部局に依頼した理由は、教育委員会においては監査を行うことができる専門的知見を有する者がいないからとのことである。しかしながら、前述のとおり、学校では、児童生徒の個人情報という極めて慎重に扱うべき情報を扱っていることから、措置指針に加えて、学校行動指針を定めているところであり、教職員のほとんどが個人情報を取り扱うことから、より高いリスク管理が求められる。

については、教育委員会内の保有個人情報等の管理状況について、監査を知事部局の監査責任者に任せておくだけでなく、教育委員会自身で責任を持って、適切なモニタリングの実施について検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

ア 県立学校における個人情報取扱事務登録簿の適切な作成

各県立学校において登録簿が効率的かつ適切に整合性をもって作成されるよう、教育委員会事務局内で連絡会議を開催し、県民情報室が作成した登録簿確認に係るフロー図やポイントをもとに、各学校が作成した登録簿を確認し整理した。また、保有個人情報が当該事務の目的の達成に必要な範囲であるかどうか精査を行った。

各学校に対しては、取得個人情報に係る意見照会や個別の指導等を行い、また、統一的な整理が可能な場合は、具体的な作成例を示すなど、各学校で登録簿が適切に作成されるよう指導を行った。

その結果、共通事務、固有事務に正しく整理され、県立学校で見られた登録簿の作成に関する不備は概ね改善された。

今後の登録簿の作成が適切になされるよう、令和3年3月に総括保護管理者通知を各県立学校あてに発出したところであるが、引き続き、各県立学校に対して、個人情報を取り扱う業務およびその取扱いの状況を確実に把握するよう指導するとともに、登録簿の作成については、学校間で取扱いが異なることがないよう

教育委員会事務局各課の担当所管課にて内容の確認に努める。

イ 教育委員会(実施機関)として体系的な情報管理体制の整備

各学校の保護管理者をはじめ職員全員が、条例および措置指針の各規定に照らし、個人情報の取扱いについて現状を点検し、必要な改善策の検討と速やかな実施を図るにあたり、特に留意すべき事項について定め、もって個人情報の適正な取扱いの確保に資することを目的とするため教育委員会独自で策定している学校行動指針の内容について、改めて現行の指針内容が適切か、事務局関係各課で協議し、各学校の個人情報の管理体制を把握したうえで、令和3年3月、必要な文言修正を行った。

加えて、各学校の状況を確認するため、情報セキュリティに関する取組状況について聞取調査を行い、併せて、私有機器への個人情報の登録に係る確認や、各学校の民間メール配信サービスの利用状況について調査を行った。この結果を踏まえ、統一した私有機器への個人情報登録管理簿の様式の作成を令和2年度中に行った。令和3年度当初に校長、教頭等が参加する会議等において、個人情報の漏えい等リスクの低減についての取組を徹底するよう周知を行っていく。

その他、教職員向け服務規律の確保に関する通知における個人情報の適正な管理の徹底についての注意喚起、各学校の個人情報保護管理者である校長に対する研修の実施、校内研修実施の依頼、高等学校体育連盟や高等学校文化連盟の評議員会等における部活動での個人情報漏えいの危険性に係る周知や情報管理体制についての意見交換等を行った。

今後も個人情報の漏えい等リスクの低減を図るため、より組織的な取組の徹底に努めていく。

ウ 教育委員会における個人情報の管理に関する適切なモニタリングの実施

監査責任者として、保有個人情報等の管理状況に係る適切なモニタリング方法等について県民情報室と協議を行い、令和2年度は、教育委員会においても知事部局に準じて、個人情報保護に係る自己点検を実施し、点検結果を提出させることとした。

自己点検の結果の内容を確認のうえ、各所属の状況に応じ保護管理者(各所属長等)において適宜見直し等の措置を講じるよう求めた。

ただし、学校は児童生徒の個人情報という極めて慎重に扱うべき情報を扱っており、その適正な管理の徹底が求められることから、自己点検に加え、教育委員会独自の教員向け情報セキュリティ実地点検を行い、個人情報の管理状況についてモニタリングを行った。

加えて、人事主事等による人事訪問や、指導主事等による学校訪問において、各学校における情報セキュリティおよび情報モラルに関する状況について確認を行い、個人情報の適正な管理について、持ち出し簿の整備および運用状況の確認指導を行った。

今後も監査責任者による監査としては、学校特有の情報漏えい等のリスクを低減するため、学校訪問等でも補完的に管理状況をチェックし、より手厚い管理体制となるよう努める。